

檀行審第 56 号
平成31年 3月12日

檀原市長 殿

檀原市行政不服審査会

檀原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年9月8日付けの不存在通知書による処分に係る審査請求事案諮問書
（檀総第8880号）による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「8/22 市議会庁舎特別委員会の中で八木駅前課長が所持していることを明らかにした
地元商店街から提出された文書（議会宛て文書もあれば）」の不存在決定処分に関する件

件名：「8/22 市議会庁舎特別委員会の中で八木駅前課長が所持していることを明らかにした地元商店街から提出された文書（議会宛て文書もあれば）」の不存在決定処分に関する件

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求について、棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 事案の経緯

審査請求人（以下、単に「請求人」という。）は、処分庁に対し、平成29年8月25日、檀原市情報公開条例（平成10年条例第15号。以下、「条例」という。）に基づき行政文書公開請求を行った（以下、「公開請求」という。）。これに対し、処分庁は、平成29年9月8日、請求人の請求する文書につき、不存在であるとして、不存在通知書による処分を行った（以下、「本件処分」という。）。本事件は、請求人が、本件処分について不服であるとしてその取消しを求めるものである。

（1）請求人は、平成29年8月25日、処分庁に対し、「8/22 市議会庁舎特別委員会の中で八木駅前課長が所持していることを明らかにした地元商店街から提出された文書（議会宛て文書もあれば）」についての公開請求を行った。

（2）処分庁は、平成29年9月8日、請求人の公開請求する文書につき、本件処分を行った。

（3）請求人は、同日、本件処分について不服であるとしてその取消しを求め、審査請求を行った。

（4）処分庁は、平成29年9月29日、審査庁に対し、弁明書を提出した。

（5）請求人は、平成29年10月26日、審査庁に対し、反論書を提出した。

（6）請求人は、同日、口頭意見陳述申立書を提出した。

（7）処分庁は、平成29年11月17日、審査庁に対し、再弁明書を提出した。

（8）請求人は、平成30年1月26日、審査庁に対し、八木駅南市有地活用事業の事業

提案を公開すべき理由と題する書面を提出した。

(9) 処分庁は、平成30年2月8日、審査庁に対し、行政不服審査請求に係る反論書に対する再弁明についてと題する書面を提出した。

(10) 請求人は、平成30年5月17日、口頭意見陳述を行った。

(11) 審査庁は、平成30年7月11日、橿原市行政不服審査会に対し、条例第17条に基づき、諮問書を提出した。

第3 審査関係人の主張

1 請求人の主張

(1) 請求人の主張の要旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求める。

(2) 請求人の主張の理由

請求人が提出した書面及び口頭意見陳述の結果のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

平成29年7月31日付け、八木駅前商店街振興組合（以下、単に「振興組合」という。）作成、橿原市長宛「上申書」と題する文書（以下、単に「上申書」という。）について、平成29年8月25日、振興組合に対する事業説明会において、振興組合理事長が、市長に文書を提出した。」と発言していることから、当時もその文書が処分庁に存在していたはずである。仮にそうでないとしても、その内容を処分庁が把握している必要があるものであるから、処分庁において、上申書のコピーを所有していない、ということはありません。また、平成29年橿原市議会9月定例会会議録において、上申書を返却した日時については、岡崎副市長の、「平成29年9月2日に原本を返却した」とする趣旨の議事録が存する。

よって、上申書が存在するはずなので、開示を求める。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁の主張の要旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の理由

処分庁が提出した書面及び口頭意見陳述の結果のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

上申書については、平成29年8月3日、申入書に事実に基づかない内容が記載されていたことから、振興組合理事長の理解を得た上で、上申書を振興組合理事長に返却した。また、返却の際、コピーは作成していないため、審査請求文書は存在しない。

第4 審査庁の諮問に係る判断

(1) 審査請求に至る事情

- ① 平成29年7月31日付け、振興組合から榎原市長宛て上申書が、処分庁に提出された。なお上申書には、添付書類として振興組合作成申入書（以下、単に「申入書」という。）が添付されている。
- ② 上申書（添付されている前記申入書を含む。以下同様である。）は、請求者が求める公開請求対象文書である。
- ③ 処分庁は、振興組合に対して、遅くとも、同年9月3日までに、上申書を返却した（なお、返却した日については争いがある。）。
- ④ 処分庁は、同年8月25日、振興組合に対し、市主催の事業説明会を開催した。
- ⑤ 前記④の説明会において、振興組合理事長は「市長に文書を提出した」と同趣旨の発言を行った。
- ⑥ 請求人は、同日、処分庁に対して、公開請求を行った。

(2) 不存在の理由に対する合理性

前記前提事実に記載したとおり、上申書が振興組合から処分庁に提出され、同上申書が返却されている。また、返却した理由としては、添付書類中の記載事実に事実誤認があったことと処分庁は説明する。そうすると、上申書がそもそも何らかの法的効力を有するものとはいえず、処分庁の職権発動を求めるものであるところ、提出された文書たる上申書をそのまま提出者に返却したとしても、提出者がその返却を受け入れる限り、格別不当であるとまではいえない。したがって、上申書を返却したため、不存在であるとする処分庁の説明に不合理な点はない。

これに対し、請求人は、平成29年8月25日、振興組合に対する事業説明会において、振興組合理事長が、「市長に文書を提出した」と発言していることから、当時もその文書が処分庁に存在していたと考えられること、上申書の内容を処分庁が把握している必要があ

るものであるから、処分庁において、少なくとも、上申書のコピーを所有していたはずであること、を主張する。

しかしながら、前記振興組合理事長の発言は、単純に市長に文書を提出したとするものであって、必ずしもその後返却されていないということの意味するものではないこと、処分庁の主張のとおり、上申書添付文書記載の事実には誤認があり、返却をするのであれば、あえてコピーをとる必要はないと考えられることから、これらの事実をもって、本件対象文書の存在を推認することはできず、他にこれを推認するに足りる事情はない。あわせて、上申書を返却した日時については、岡崎副市長の、「9月2日に原本を返却した」とする趣旨の議事録が存するため検討すると、前述のとおり、上申書の前提事実には誤認があるとなれば、提出から速やかに返却するのが通常であること、審査請求書には「8月3日原本返却」の記載があり、請求人も8月3日に返却したことを前提としていたこと、岡崎副市長は原本返却を直接行った当事者ではないことからすると、前記議事録記載の岡崎副市長の答弁は同人の誤解であると理解でき、上申書を返却した日時は8月3日であると認定できる。

したがって、その余の点を検討するまでもなく、公開請求の対象文書を所持しておらず非公開とした本件処分については、処分庁においてこれを所持していないと認められ妥当である。

第5 当審査会の判断の理由

1 審査請求に係る手続の適正について

本件審査請求等について、審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条において、市政に関する市民の知る権利を具体的に保障するものとして、実施機関の保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、広く情報を公開することにより、市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、市民福祉の増進に寄与し、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の推進に資することを目的として掲げている。また、条例第3条においては、当該公開を求める権利が十分に尊重されるように条例を解釈し、運用することが実施機関の責務とされている。これら条例の規定の趣旨に鑑み、当審査会は、原則公開の基本

原則の下、条例の規定の適用に関し、判断するものである。

3 審査請求文書の存否について

本件審査請求文書について、処分庁は、前記「第3 審査関係人の主張 2 処分庁の主張」のとおり、平成29年7月31日付け、振興組合理事長から、檀原市長あてに「上申書」と題する文書を処分庁に提出されたが、平成29年8月3日、申入書に事実に基づかない内容が記載されていたことから、振興組合理事長の理解を得た上で、処分庁から振興組合理事長に返却した、また、処分庁は返却した際に上申書のコピーは作成していない、と主張している。対して、請求人は、「第3 審査関係人の主張 1 請求人の主張」のとおり、平成29年8月25日、振興組合に対する事業説明会において、振興組合理事長が「市長に文書を提出した。」と発言したことから、当時もその文書が処分庁に存在していた、若しくは、その内容を処分庁が把握している必要があるものであるから、処分庁において、コピーを所有していたはずである、と主張している。

当審査会の判断は、前記「第4 審査庁の諮問に係る判断」に記載されている内容と同旨であり、処分庁が不存在であるとしたことについての説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に審査請求文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

4 当審査会からの附帯意見

本件諮問事案に係る2件の請求は、同一人からの請求であり、同一事業に関する処分であったため、審査庁は異なる二つの請求事案を一つの諮問書により、諮問されている。

当審査会としては、同一人物からの請求があつたとしても、異なる審査請求事案については、併合等の手続きによる場合を除き、個々の事案ごとに諮問することを付言しておく。

5 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり、判断した。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 7月11日	審査庁より諮問書を受理
②	平成30年 9月14日	論点整理及び調査審議
③	平成30年10月31日	調査審議
④	平成31年 2月 7日	調査審議

平成31年 3月12日

橿原市行政不服審査会

会 長 北岡 秀晃

委 員 小林 直樹

委 員 奥野 恒久

委 員 山田 磯子

委 員 中西 眞介